

保護者のみなさまへ

吉賀町教育委員会
(Tel 77-1285)

がっこう 学校での学習活動に必要な費用の援助が受けられます。
(令和7年度 就学援助制度について)

吉賀町では、お子さまが学校で安心して勉強できるよう経済的に困りのご家庭に対して、学用品費などの費用を援助する制度があります。この制度は保護者の申請により、所得状況等を勘案し、民生委員児童委員の意見を聞いて教育委員会が認定します。

援助の概要は次のとおりですが、詳しく知りたい方は、学校、民生委員児童委員または教育委員会の就学援助担当者へお問い合わせください。



1. 援助の対象となる世帯

- 前年度または当該年度において次のいずれかに該当する方
- ア. 生活保護の受給または停止になった方
 - イ. 町民税が非課税または減免された方
 - ウ. 個人事業税が減免された方
 - エ. 固定資産税が減免された方
 - オ. 国民年金の掛金が減免された方
 - カ. 児童扶養手当を受けておられる方
 - キ. 国民健康保険料が減免又は徴収猶予された方
 - ク. 生活福祉資金貸付制度による貸付を受けておられる方
 - ケ. 家族の休職、離職、離婚、病気、災害等で経済的に不安定な状況である方
- ※申請理由によっては就学困難と認められる理由をご記入いただく場合があります。

★認定所得基準（お子様の属する世帯構成・人数・年齢などによって異なりますが、
下表を**およその目安**にしてください）

世帯構成（年齢例）		所得基準概算額 （同一生計世帯全員の所得合計）※
2人	34・11歳	約 247万円
3人	36・10・14歳	約 308万円
4人	40・39・14・10歳	約 338万円
5人	45・40・14・10・8歳	約 364万円



※所得とは、総収入金額ではなく、給与所得控除等必要経費を差し引いた額です。
(所得証明書の所得欄の金額)

2. 申請方法

援助を希望される方は、『**認定申請書**』に必要事項を記入し、上の学年（中学3年生を除く）の児童生徒が現在在籍している学校へ提出してください。小学校入学前の方は入学を予定している小学校へ提出してください。申請書用紙は学校、教育委員会にあります。認定にあたっては、担当の民生児童委員が家庭の状況をお聞きする場合がありますのでご了承ください。

※なお、今年1月1日に、吉賀町以外の市町村に住民票があった場合は、その住居地の同一生計内世帯全員の所得課税証明書等の添付が必要です。また、課税台帳等関係公簿の閲覧を承諾されない場合も、同一生計内世帯全員の所得課税証明書等の添付が必要です。

令和7年度分 申請書提出期限 令和 7

年 月 日（ ）

（年度途中で認定を希望される場合も随時申請を受け付けています。学校を通じて月の末日までに申請書を教育委員会に提出した場合、翌月からの認定になります。）

3. 認定通知

援助額、支給方法等あわせて3月上旬にお知らせします。問い合わせ先下記のとおり

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ○ 各学校の就学援助担当者 | 電話 |
| ○ 吉賀町教育委員会 就学援助担当 | 電話 0856-77-1285 |



4. 援助内容 おおむね次の区分により予算の範囲内で支給します。

準要保護児童生徒に対するもの (年間)

(令和6年度基準額)

費目		小中別	小学校	中学校
学用品費			11,630円	22,730円
通学用品費 (1年以外の学年)			2,270円	2,270円
新入学児童生徒学用品費 (1年生)			57,060円	63,000円
校外活動費 (宿泊なし)			上限 1,600円	上限 2,310円
校外活動費 (宿泊あり)			上限 3,690円	上限 6,210円
修学旅行費			上限 22,690円	上限 60,910円
日本スポーツ振興センター掛金			460円 (免除)	460円 (免除)
体育実技 用具費	スキー (レンタル料含む)		上限 1,400円	上限 2,100円
	柔道			貸 与
クラブ活動費			上限 2,760円	上限 30,150円
生徒会費 (学級費含む)			上限 4,650円	上限 5,550円
PTA会費			上限 3,450円	上限 4,260円
卒業アルバム代等			上限 11,000円	上限 10,000円
オンライン学習通信費			上限 15,000円	上限 15,000円

- ※ 体育実技用具費、クラブ活動費は、当該活動を行う児童生徒全員が購入するものに限り、中学校のクラブ活動費 (部活動費) は領収書 (原則新年度4月以降購入したもの) が必要です。
- ※ 通学費 (通学距離片道 2km 以上で公共交通機関を利用する場合) と医療費は、町補助事業により援助。
- ※ 生活保護 (教育扶助) を受けておられる方は、「修学旅行費」が援助の対象となります。
- ※ オンライン学習通信費は学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものを使って行う家庭でのオンライン学習にかかる通信費に対する補助 (例: 家庭での chromebook を使い宿題をする)
ルーター購入及びレンタルの費用も補助対象となります。購入等ありましたらレシートなど額が分かるものを保管しておいてください。確認のため提出を求めます。
支給額は1人当たり上限 15,000 円 (ルーター代込) です。
年度末の3月に使用状況に応じて最大 15,000 円支給します。